

令和5年度

# 危機管理マニュアル

福岡県立東鷹高等学校定時制課程

氏名

# 目 次

1.	日常の安全確保	1
2.	緊急時の安全確保	2
3.	生徒指導に関わる事件、事故への緊急体制	4
4.	不審者・危険人物等に係る事件・事故の救急体制	5
5.	災害発生時の対応の流れ	6
6.	地震・津波発生に係る対応について	7
7.	大雨や台風の接近に係る対応について	7
8.	火災発生に係る対応について	8
9.	落雷発生に係る対応について	8
10.	竜巻発生に係る対応について	8
11.	原子力災害の発生に係る対応について	8
12.	弾道ミサイル発射に係る対応について	9
13.	学校への犯罪予告・テロへの対応について	9
14.	インターネット上の犯罪被害への対応について	9
15.	事件・事故への対応チェックリスト	10
16.	保健部救急体制	11
17.	本校（定時制）における感染症対策	12
18.	死亡や障がいを伴う重篤な事故への対応	13
19.	医療体制・緊急連絡先	13
20.	広報体制（マスコミ対応での配慮事項）	14
21.	心のケア	15
22.	緊急事態発生時負傷者一覧表	16

## 生徒の安全確保・学校安全管理（危機管理等）について

東鷹高校定時制

### 1. 日常の安全確保

#### 1 校内体制の整備

- (1) 職員会議等で生徒の安全確保・危機管理について、情報交換・意見交換を行い、共通認識を深め、学校安全管理について教職員の意識の向上を図る。
- (2) 生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関（P T A・学校警察連絡協議会・田川地区生徒指導連絡協議会）への連絡体制を定めた危機管理マニュアルを作成し、校内体制の整備を図る。
- (3) 不審者情報に係る関係機関と連携を密にする。日頃より警察や関係機関、P T A、地域住民と連携して情報を速やかに把握できる体制を作る。また、近接する学校との情報を提供しあう体制を作る。
- (4) 始業前や放課後における安全確保のため、教職員の具体的な役割分担（校内外巡視・部活動等）を定め生徒の状況を把握する。
- (5) 授業中、給食時間、休憩時間における安全確保のため、教職員等による校内巡視を行う。
- (6) 登下校時における安全確保の体制を講じる。
  - ① 通学路において、人通りが少ない、過去に事件が発生したなど注意を払う場所をあらかじめ把握し、防犯・事故マップ等を作成するなどして生徒、保護者に周知させて注意喚起を促す。
  - ② 登下校時等に万一の事故が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導する。
  - ③ 防犯ブザー等の携帯の呼びかけをする。
- (7) 学校行事における安全確保の体制を講じる。
  - ① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する。
  - ② 生徒に対する事前の安全指導を十分行う。
  - ③ 万一の事態が発生した場合の関係機関との対応や連絡方法等をあらかじめ定める。
- (8) 日祭日、長期休業中等についても生徒の動向等（部活動・行事等）を把握し、事前に日程表等を作成するなどして、緊急時に迅速な対応が図られる体制を整える。
- (9) 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、生徒の避難訓練等を実施する。
  - ① 目的を明確化して行う。
    - 目的「命を守るための行動」を身につけさせる。（どのような危険があり、どの時期にどのような避難行動をとるか）
    - 内容
      - ・地震、火災、二次災害、その他の災害を想定した訓練を行う。
      - ・授業中・休憩時間・放送機器が使用できない場合などを想定した訓練を行う。
      - ・避難できずにいる生徒（取り残された生徒）がいないかを確認する手順と方法を確認する。（「確認した部屋のドアは閉める」など）
      - ・自力で避難できない生徒を避難形態（垂直避難か水平避難か）に応じて誰がどのように避難させるかを明らかにして訓練を行う。
      - ・保護者への引き渡し方法等を想定したうえで訓練を行う。
  - ② 地域や関係機関と連携して行う。
    - ・防犯パトロール活動、避難通報訓練、初期消火活動、機器点検ならびに取扱方法確認等

## 2 来校者及び不審者の確認

- (1) 立て札や看板等による案内・指示（諸注意等）を行い、入り口や受付を明示する。
- (2) 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入り口を管理可能な状態にする。
- (3) 来校者に名札等（受付、記録等）を義務づけて、識別が可能な状態にして声かけ（挨拶・身元確認等）を行うなど、外部からの人（不審者・不許可者）の出入りの確認を行う。
- (4) 不審者を発見した場合の対応の仕方について日頃より指導、理解させる。

## 3 学校施設面における安全確保

- (1) 校門、圍障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓・出入口の破損、錠の点検・補修を行う。
- (2) 警報装置（警報ベル・ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認・整備。
- (3) 死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場、駐車場や隣接建物等からの進入の可能性についての確認・整備。

## 2. 緊急時の安全確保

### 1 不審者情報等がある場合の連絡等の体制

- (1) 警察にパトロール等の実施の要請をとるなどして速やかに警察や関係機関（PTA等）との連携を図る。
- (2) 全職員、全校生徒に速やかに情報を流し、注意を喚起する手立てを取る。（緊急職員会議・全校集会・HR等）
- (3) 緊急時の登下校についてあらかじめ対応方針を定める。
- (4) 近接校との情報交換及び情報提供。

### 2 実際に不審者の立ち入り及び事件・事故など緊急時の体制

- (1) 発見者は、直ちに管理職及び生徒指導主事に情報を伝達する。管理職は直ちに生徒の安全確保の体制を講ずる。
  - ① 直ちに被害情報等事実関係を確認して、緊急放送等により生徒・職員に注意喚起・対応を促す。
  - ② 生徒の生命を第一とした対応（応急手当、避難誘導、関係機関への通報）を迅速に行う。
  - ③ 生徒に被害があった場合は、直ちに保護者に連絡及び家庭訪問等を行い事情説明を行う。

### 3 生徒指導に関わる事件・事故への対応

- (1) 発見者の対応
  - ① 事件・事故の状況の正確な把握
  - ② 教頭、生徒指導主事への報告  
(いつ、誰が、どこで、何を、現状は、対処は・・・)
  - ③ 報告後、その後の対応についての指示を受けて行動する。
- (2) 生徒指導主事
  - ① 発見者からの報告による、事件・事故の状況の正確な把握
  - ② 担任への状況説明
  - ③ 事件・事故に関わった生徒への事実確認及び心のケア対策（生徒指導部）
  - ④ 特別指導委員会の招集と指導原案の審議
  - ⑤ 問題行動事実確認書の作成および校長、教頭への報告

(3) 担任

- ① 生徒指導主事からの説明による、事件・事故の状況の正確な把握
- ② 保護者への状況報告

(4) 校長（教頭）

- ① 事件・事故の状況の正確な把握
- ② 生徒指導部、学年、担任等の対応内容の把握
- ③ 対応についての検討、指示（必要に応じて以下の内容のいずれかを実施）
  - ・ 県教育委員会への報告
  - ・ 全職員への状況説明
  - ・ 保護者への説明
  - ・ 全校生徒への事情説明
  - ・ マスコミへの対応（窓口一本化）
  - ・ 警察への事情説明

(5) 保健主事・養護教諭

- ① 生徒の健康状態に沿った、迅速な対応、適切な処置（別紙・救急対応マニュアル）

(6) 全職員

- ① 今後の対応についての検討
- ② 分掌や各自の役割の確認

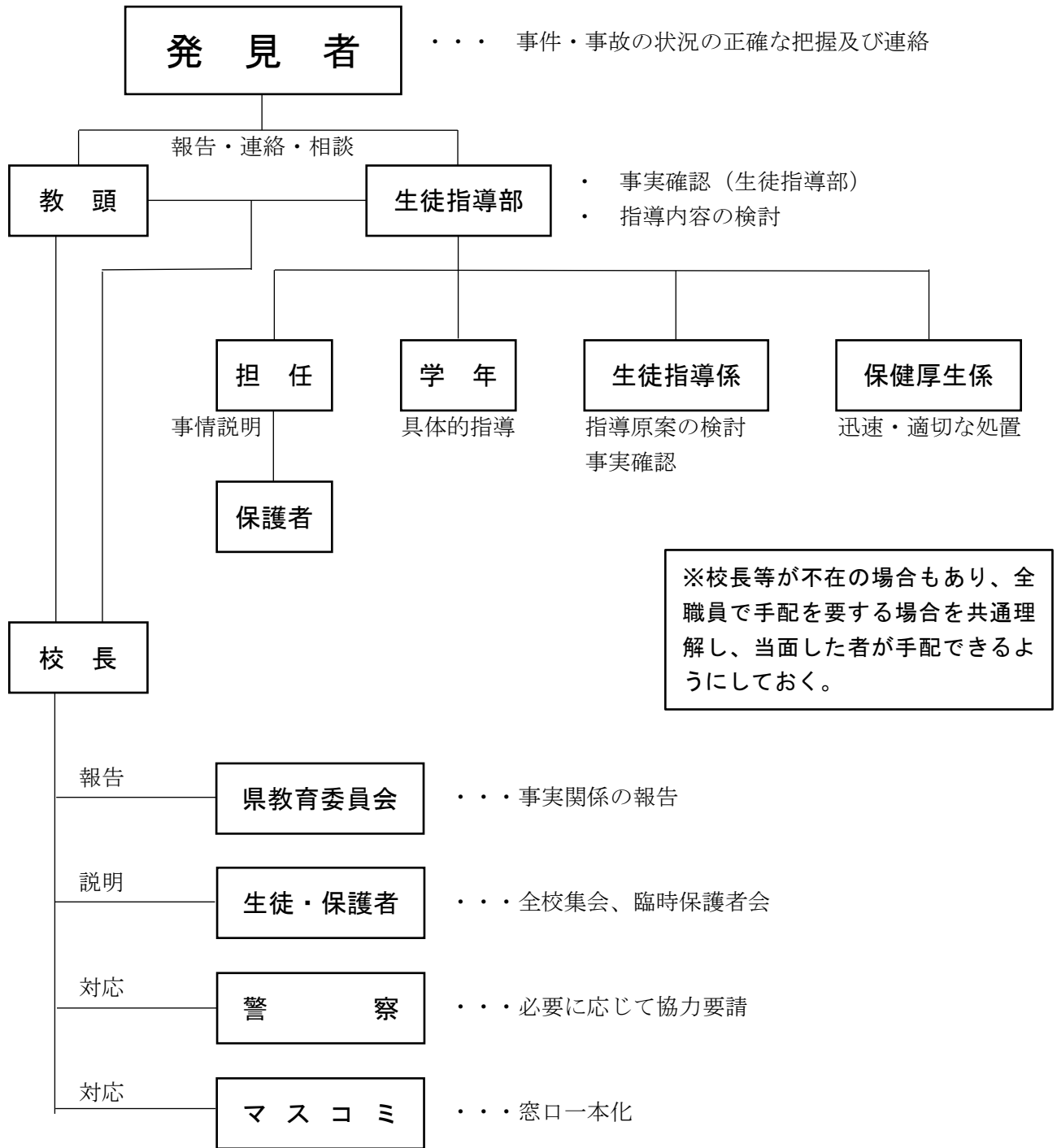
**4 緊急時における判断について（発見者・関係者）**

- (1) 生徒の生命と安全を守ることを第一に考える。
- (2) 事件・事故の正確な状況把握と事実確認を行う。
- (3) 機を逸することなく、冷静な判断、速やかな連絡・通報・報告等、迅速な対応を心がける。

**5 事件・事故発生時の緊急対応・校内体制について（全職員）**

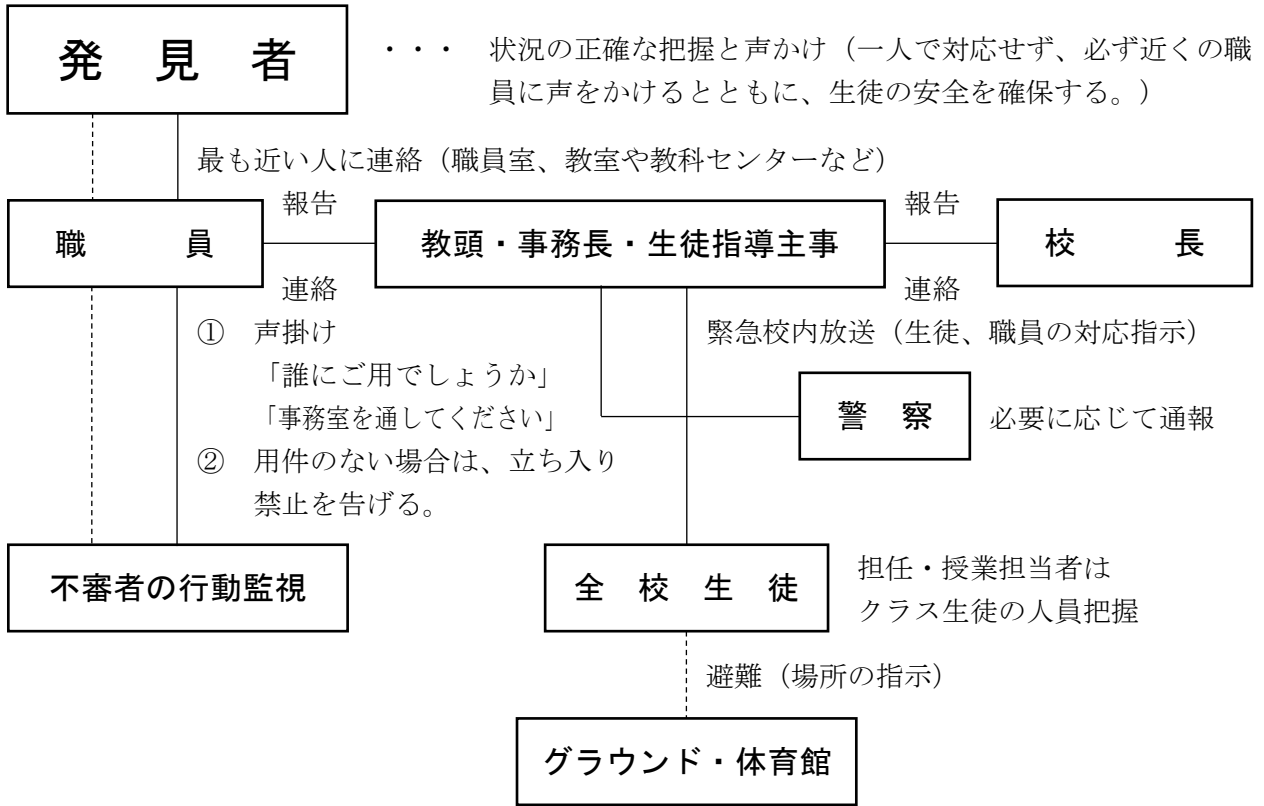
- (1) 緊急事態の種類、程度、状況に応じた校長の判断・指示により、全職員が役割分担を確認し、一致協力して冷静な対応を心がける。

**3. 生徒指導に関わる事件・事故への緊急体制**

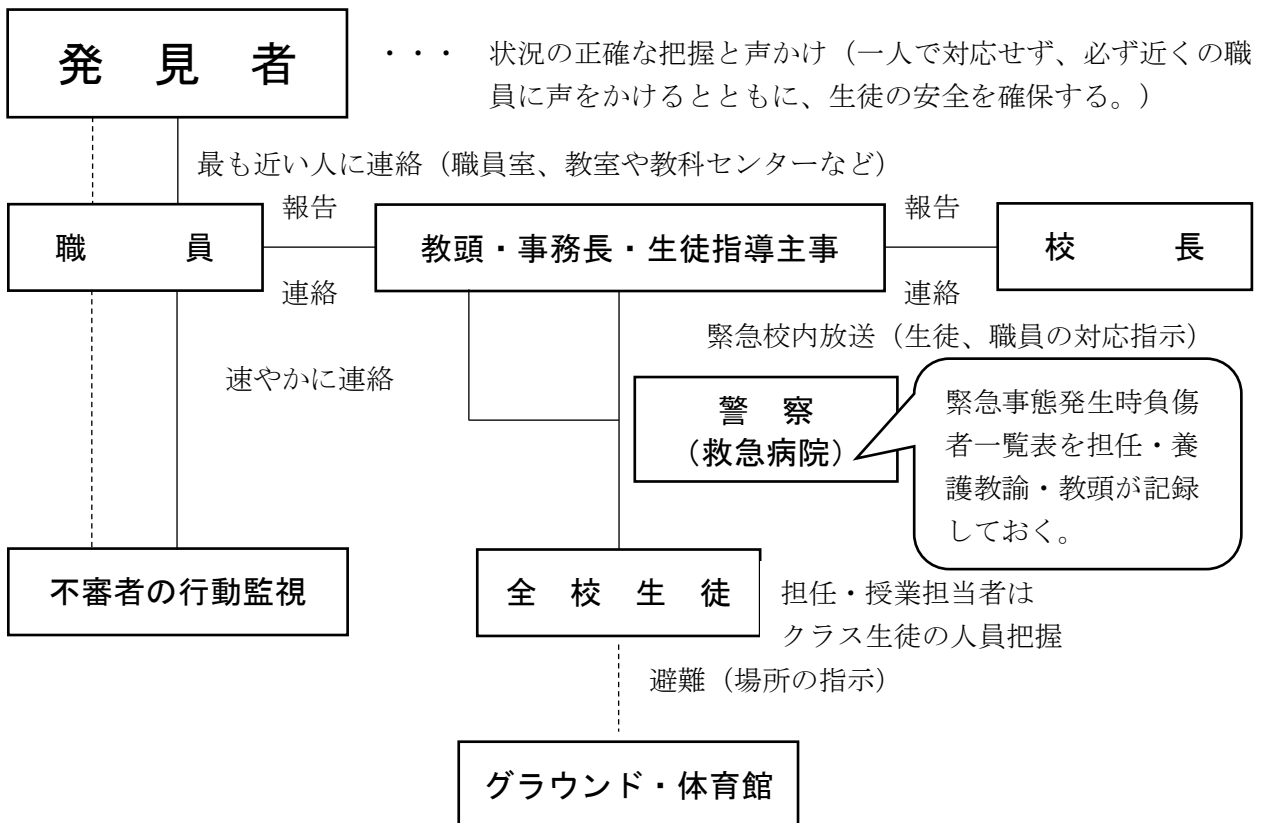


#### 4. 不審者・危険人物等に係る事件・事故の救急体制

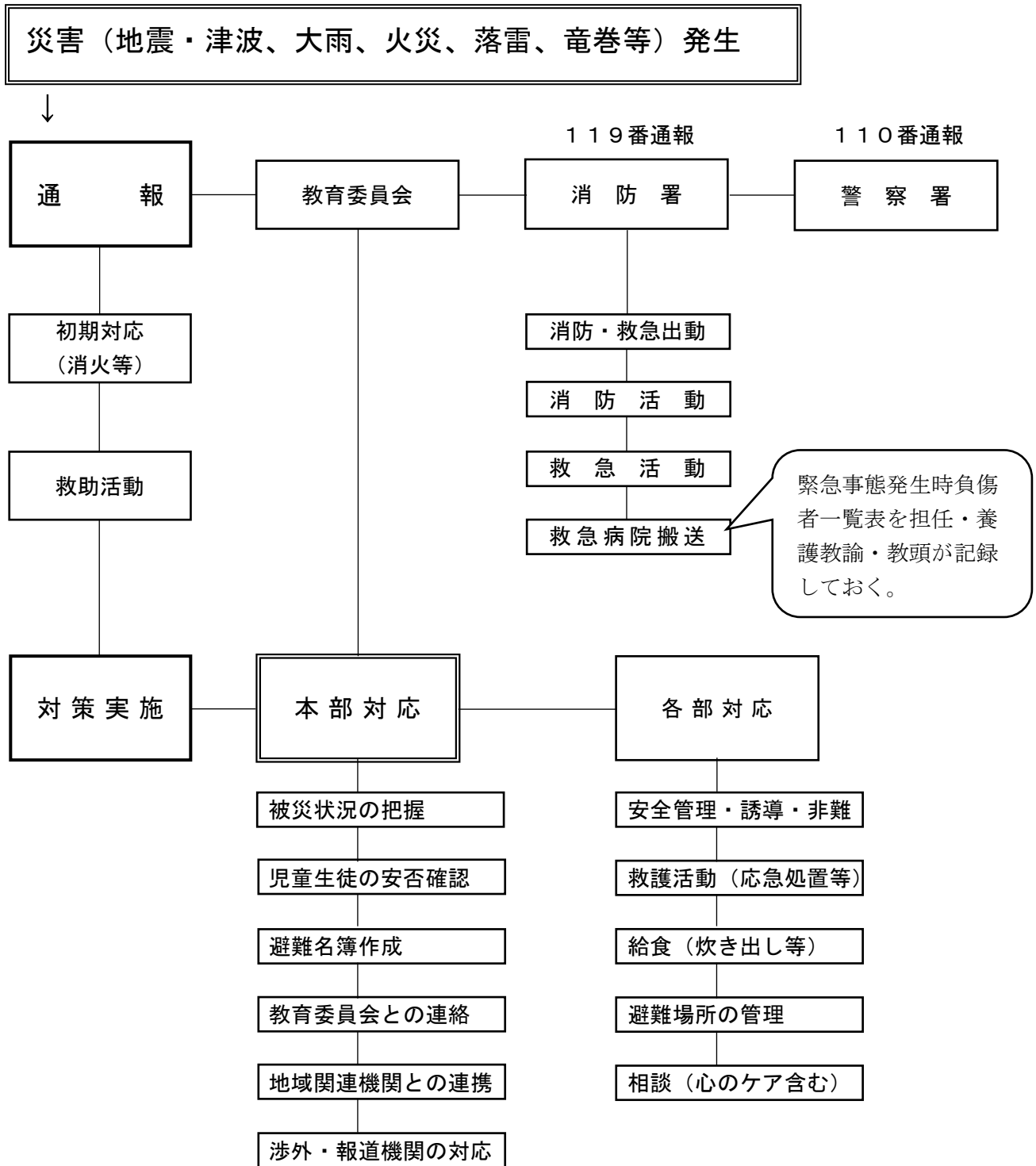
##### 1 不審者等の場合



##### 2 危険人物等の場合



5. 災害発生時の対応の流れ





## 6. 地震・津波発生に係る対応について

- (1) 緊急地震速報やわずかな揺れを感じたら、直ちに屋外で活動している場合は活動を中断し、速やかに生徒を安全な場所（落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所）に移動させ、机等あれば、机等落下物を妨げるものの下に隠れさせる。隠れるものが何もない場所では上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない、移動してこない場所に移動させ、低い姿勢で、カバンなどで頭を覆うようにする。校内にいる場合でも直ちに安全な場所に誘導し、上記同様に対応する。
- (2) 考えられる二次災害等、教頭を含め職員全員で情報収集等を行い、教頭が正確な情報を放送等活用し全体へ連絡する。
- (3) 生徒のケガの状況等安否を確認し、様々なツールを使用し、各保護者等に生徒の状況等及び学校の対応を連絡する。
- (4) 登下校時に川の氾濫等の危険性がある場合においては、事前に情報を収集し、教頭が正確な情報を放送等活用し、注意を促す。

## 7. 大雨や台風の接近に係る対応について

### 1 翌日台風の進路に当たることが予想される場合の対応について

- (1) 担任（2名）で教室の施錠、窓の施錠、目張り、扉の目張りを実施。
- (2) 日番が、廊下・トイレの窓の施錠を行う。
- (3) 教頭、教務主任、生徒指導主事により、教室棟・定時制棟内外最終確認。
- (4) 21時完全下校とする。（状況により随時校長判断）（部活動等も一切中止）職員で生徒を下校させる。部活動生は顧問が確認する。
- (5) 生徒宅連絡簿を準備して、生徒にいつでも連絡がとれるようにしておく。
- (6) 職員緊急連絡網を、各人準備しておく。
- (7) 連絡がつかない場合は学校に連絡して指示を受けるよう生徒に指導しておく。

### 2 大雨や台風通過時及びその前後の対応について

- (1) 登校前
  - ア 11時30分時点で、警報が発令されている場合には、生徒は自宅待機とする。
  - イ 14時00分時点で、登校させるか、休校とするか判断する。
- (2) 登校後  
警報が発令された場合は、生徒の安全を確保し下校を指示する。その際、次のことを生徒と確認する。

- ・ 交通、道路状況
- ・ 保護者の引き取りの有無
- ・ 集団下校者の有無
- ・ 自動車、バイク、自転車通学生の安全指導
- ・ 下校途中で帰宅不能になった場合の連絡方法

ただし、安全が確保されていない場合は学校待機とする。

なお、判断内容については、すべてホームページにて公表し、生徒・保護者に知らせる。

（ホームページが閲覧不能の家庭に対しては、個別に電話連絡をする。）

## 8. 火災発生に係る対応について

- (1) 非常ベルがなったら、職員室にいる職員のうち2名は直ちに副受信機（職員室前方にある）で火元を確認し、初期消火を行うため火元に急行する。他の職員は確認中であることを放送等で生徒に連絡し、待機させる。授業中であれば授業を行っている教科担当者は窓を閉め、生徒を落ち着かせ、次の放送で指示があるまで待機させる。
- (2) 初期消火に当たった先生のうち1名は職員室に火災の状況を伝える。その状況を踏まえ、教頭は消防署等に連絡を行う。また、職員室にいる先生が火災の状況を放送等で生徒に伝え避難場所（グラウンド等）に避難させる。
- (3) 登下校時、休み時間に火災が発生した場合は放送で誘導し、各職員は避難誘導を呼び掛けながら避難させる。
- (4) 避難が完了したら、生徒の安否を確認し、各保護者等に学校の対応を連絡する。

## 9. 落雷発生に係る対応について

- (1) 積乱雲が近づくサイン（真っ黒い雲が近づいてきた。雷の音が聞こえてきた。急に冷たい風が吹いてきた。等）を感じたら、教頭を含め職員全員で気象に関する情報収集等を行い、教頭が正確な情報を放送等活用し全体へ連絡する。
- (2) 授業、部活動等屋外で活動している場合は活動を中断し、速やかに生徒を屋内に避難させる。
- (3) 下校前の場合は、気象に関する情報を収集し、担任を通じて生徒を安全に待機させる。その際、各保護者等に学校の対応を連絡する。

## 10. 竜巻発生に係る対応について

- (1) 竜巻の予兆につながる現象（落雷の予兆、大粒の雨やひょうが降りだす）を感じたら、教頭を含め職員全員で竜巻注意情報の有無に関わらず気象に関する情報収集等を行い、教頭が正確な情報を放送等活用し全体へ連絡する。
- (2) 屋内にいる場合は窓を閉め、カーテンがあれば引く。また、窓ガラスから離れた場所に生徒を移動させ、避難姿勢（丈夫な机の下に入る等）をとる。  
授業、部活動等屋外で活動している場合は活動を中断し、速やかに生徒を屋内（校舎等頑丈な建物）に避難させる。
- (3) 下校前の場合は、気象に関する情報を収集し、担任を通じて生徒を安全に待機させる。その際、各保護者等に学校の対応を連絡する。

## 11. 原子力災害の発生に係る対応について

- (1) 発生時には国、県、市区町村などの災害対策本部からの指示や情報に従う。  
情報収集を行い、教頭が正確な情報を、放送等を活用し、全体へ連絡する。
- (2) 発生時に授業担当が扉や窓の施錠、換気扇・空調の停止を実施する。
- (3) 発生時に屋外にいた場合は速やかに屋内に避難し、顔や手を洗わせる。  
生徒が顔や手の洗浄等を必要とする場合は、速やかに処置し、保護者へ連絡を行う。
- (4) 国、県、市区町村の指示に従い、避難場所へ避難を行う。

## 12. 弾道ミサイル発射に係る対応について

- (1) Jアラート等の指示に従い、情報収集を行う。  
情報収集を行い、教頭が正確な情報を、放送等を活用し、全体へ連絡する。
- (2) 授業担当者は生徒に窓から離れ、床に伏せて頭部を守るよう指示する。
- (3) 屋外にいる場合は速やかに屋内に避難し、上記と同じ対応を行う。
- (4) 日本に落下する可能性がある場合は、引き続き避難の姿勢をとる。落下した旨の情報により安全が確保されれば、屋内避難解除の放送を行う。
- (5) 日本の上空を通過、もしくは日本の領海外の海域に落下した情報が入れば、屋内避難解除の放送を行う。

## 13. 学校への犯罪予告・テロへの対応について

- (1) 電話を受けたらダイヤル「136」（かかってきた番号のお知らせサービス）で発信者の電話番号を確認するとともに、直ちに教頭に報告する（校長へ報告）。また、電話受理時間、内容、犯人の特徴（性別・年齢・話し方・方言・飲酒の有無・周囲の様子等）を詳細に記録する。
- (2) 教頭は、田川警察署へ連絡する。受理時間、内容、犯人の特徴、（相手の電話番号）等。
- (3) 教頭は、県教育委員会へ一報を入れる。  
警察と協議し、不安感を与えないように全生徒・全教職員をグラウンドへ集合させ、状況と対応を説明する。
- (4) 警察の捜査に協力する。
- (5) 校内の安全が確認された段階で、通常の授業に戻る。  
※不審物を発見した時は、教頭と生徒指導主事に連絡する。

## 14. インターネット上の犯罪被害への対応について

- (1) 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例の把握や情報モラル教育を実施する。
- (2) トラブルや犯罪に加害者として関わらないよう、授業や講演会等でインターネットの利用に関する教育を実施し、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせる。
- (3) 被害を発見した場合は、警察、法務局・地方法務局に相談する。

## 15. 事件・事故への対応チェックリスト

### 1 早急に初期対応がとれたか

- 災害発生の時刻を確認する。(〇〇時〇〇分)
- 生徒の安全をまず、確認する。
- 災害の状況等の第一報を教育委員会に報告する。
- 災害の状況により、適切な処置をする。
  - ・災害状況の把握
  - ・消防署等関連機関への連絡
  - ・生徒の安全管理
  - ・保護者への連絡
- 災害発生が夜間の場合、警備システムの対応が万全であったかを確認する。
- 災害発生が夜間の場合、学校長（もしくは代行者）の学校到着時刻を明確にする。  
(〇〇時〇〇分)
- 災害の状況により、地域の関係機関への応援を依頼する。

### 2 災害発生後の対応は十分になされたか

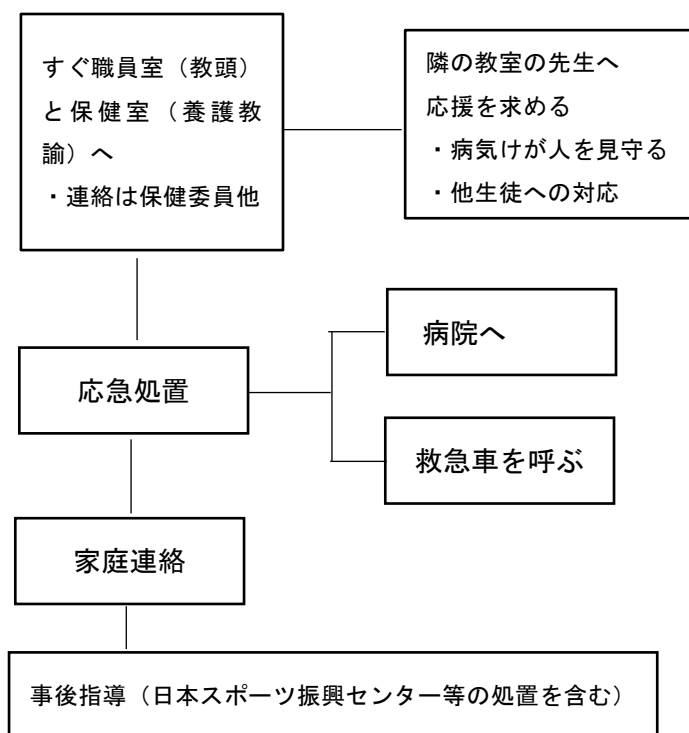
- 管理下での災害発生の場合、生徒の安全確認を最優先する。
- 災害状況は、正確かつ速やかに教育委員会に報告されるようにする。
- 生徒の安全確認後、下校、または、保護者に確実に引き渡す。
- 家庭の事情ですぐに保護者への引渡しができない場合は、学校で一時保護する。
- 臨時休校等の通知は、適切になされる。
- 非常時出品の扱いは、適切に行われたか確認する。
- 地域の関連機関との連携を十分とるように努力する。
- 避難所の運営がスムーズに行われるよう配慮する。
- ボランティアの方たちへの対応が適切になされるようにする。
- 避難生活が長期化する場合の避難者の健康管理に配慮する。
- 避難所でのトラブル発生への対応は適切になされているかを確認する。
- 高齢者・乳幼児への配慮が十分になされるようにする。
- 情報収集、提供が適切になされるようにする。
- マスコミ対応について適切な行動がとれるようにする。

### 3 災害復旧時の対応は適切か

- 教育委員会への報告を正確に作成する。
  - ・被災状況の調査
  - ・教職員、児童生徒の安全
  - ・関連機関との連携
- 保護者に授業再開の通知を配付する。
- 校内に避難所が一部残る場合は、消防法施行令別表第1の7項・16項に基づき、防火管理責任者、指揮系統を決め実施する。
- 被災後の生徒の健康管理に注意する。
- 心のケアを必要とする生徒の対策については、関連機関と協力して適切な対応が図れるようにする。

## 16. 保健部救急体制

### 1 授業（部活動）中の病気・けがについて



### 登下校時に事故等が発生した場合

#### 〈状況把握〉

・負傷者がいる場合は、応急手当を行うとともに学校・保護者へ状況を連絡。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関への連絡を行う。

・教職員がまだ出勤前であることも考えられるので、対応可能な教職員で児童生徒等の安全確認を行う。

・児童生徒等や地域住民が学校へ避難してきた場合は、児童生徒等の安全確認を行う教職員とは別の職員が、避難者への対応を行う。

#### 〈対応決定〉

・保護者に可能な限り協力を求め、必要に応じて、児童生徒等に同行するなどして安全を確保し、登下校させる。

・状況によって、事故等発生場所付近の安全な場所で待機し、保護者に引き渡す。

※熱中症等同一の症状を多くの生徒が訴えたときは、その症状の程度に応じて保健室や会議室等に分散して収容する。（救急車で移送が必要な生徒は保健室に集めるなど生徒一人一人の症状の程度を把握する。）

※頭部・頸部の外傷については、決してすぐには動かさず、意識障害の有無と受傷部位の確認をし、意識障害が継続する場合は、意識消失の時間を記録すると共に、直ちに救急車を要請する。また、意識消失から回復をした場合も、速やかに受診し、医師の指示を仰ぐと共に、保護者等と連絡をとり、観察を継続する。

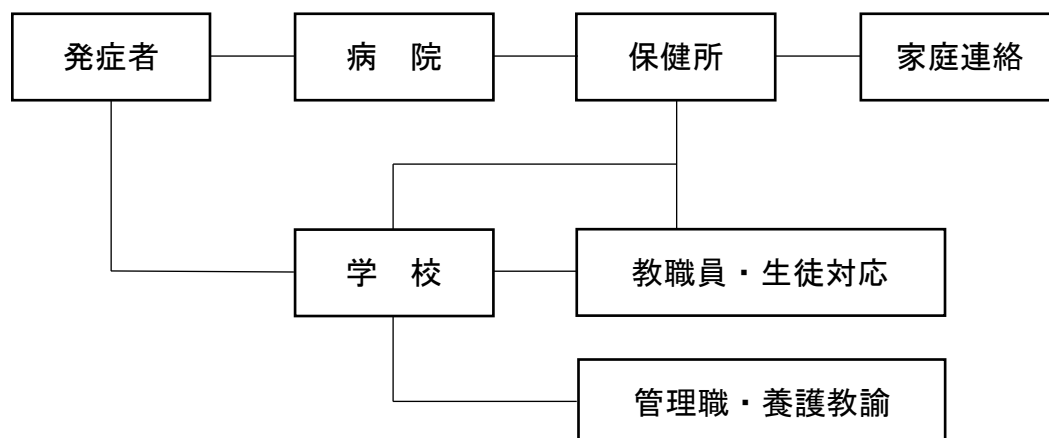
※頭部・頸部の事故等、長期入退院や後遺症が心配される場合は、校長は電話で体育スポーツ健康課に第一報を入れる。

### 2 アレルギー疾患への対応（食物、その他のアレルギー）について

- (1) 個々の生徒と面談し、生徒のアレルギー疾患等を把握しておく。
- (2) 医師による「学校生活管理指導書」を持つ生徒は、提出させる。
- (3) 全職員が、アレルギー対応が必要な生徒の情報を共有しておく。
- (4) 生徒にアレルギー症状が出た場合、職員は、蜂に刺された、薬等、原因食物を食べた、原因食物に触れた等の状況を把握し、生徒から目を離さず、他の職員を呼び、食物アレルギーの場合は、エピペンと内服薬を準備するように指示する。
- (5) 緊急性が高いアレルギーであるかどうかを5分以内に判断する。
- (6) 緊急性がない場合は、内服薬を飲ませる等の対応をし、保健室または安静にできる場所に移動し、5分毎に症状を観察して対応する。
- (7) 緊急性があると判断した場合は、直ちにエピペンを使用し、救急車を要請する。生徒はその場に安静にし、可能ならば内服薬を飲ませる等の対応をする。
- (8) 反応がなく、呼吸がない場合は心肺蘇生を行う。（AEDの準備と使用）

(9) 担任は、状況及び移送先等について保護者等へ連絡する。

## II 感染症等について



## III 日常的管理

- (1) 保健室・校医との意思疎通及び情報交換を行う。
- (2) 生徒・教職員の衛生思想及び知識の向上をはかり、健康を保つ。
- (3) 学校の屋内屋外の清掃による病虫害の駆除等の環境整備。
- (4) 心の健康について専門医への紹介・職員のカウンセリング研修をはかる。

### 17. 本校（定時制）における感染症対策について

#### 1 生徒への指導について

- (1) 「①教室の換気」「②手洗いの励行」「③咳エチケット（マスクの着用等）」の指導を行う。
- (2) 発熱症状やインフルエンザ等の症状のある場合には、医療機関に受診するように勧め、医師の指導に従うよう指示する。
- (3) インフルエンザ等の症状の疑いにより欠席した場合は、医師の診断結果を確認し、必ず学校に連絡するように指導する。

#### 2 学校における感染予防措置について

- (1) 手洗い場・トイレの石けんの確認、補充を行う。
- (2) 速乾性擦込式手指消毒剤を設置する。
  - ① 食堂入り口
  - ② 職員室
  - ③ 職員トイレ前
- (3) 保健室常備のマスクについては、学校において発熱・咳等の症状が発現した場合のみ支給する。
- (4) 罹患生徒の発生が確認された場合（当該生徒は解熱2日目まで、出席停止）
  - 保健所・教育委員会（別紙様式）への報告
  - （同一の集団で7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者がでた場合も必ず保健所に連絡すること）
- (5) 新型インフルエンザ様症状を呈して欠席した者及び登校者で同様の症状を呈している者が同一学級で概ね2割以上確認された場合、原則として当該学級の5日間程度の閉鎖を行う。
  - 保健所・教育委員会への報告（別紙様式）

※インフルエンザ様症状とは、37.5度以上の発熱があり、かつ急性呼吸器症状（①鼻づまり②咽頭痛③咳）を呈した場合をいう。

## 18. 死亡や障がいを伴う重篤な事故への対応

○事故発生時の対応・・・上記3～17に併せて次のように対応する。

○事故後の対応

- ・情報の収集
- ・保護者等への丁寧な説明と継続的な支援
- ・報告書の作成

## 19. 医療体制・緊急連絡先

### 救急車（119）要請基準

- ・意識喪失の持続する者
- ・ショック症状の持続する者
- ・ケイレンが持続する者
- ・激痛が持続する者
- ・多量の出血を伴う者
- ・広範囲の火傷の者
- ・その他必要が生じた時

### 救急車の呼び方

- ・救急車をお願いします
- ・東鷹高校定時制です
- ・住所は田川市大字伊田2362の3です
- ・電話番号は44-3015です
- ・事故者人数
- ・原因
- ・事故発生後の状態  
(意識・呼吸・脈)

※ 救急車到着までの観察事項と処理事項を「緊急時記録表」に記録する

## タクシー

病院引率の場合は原則としてタクシーを利用する（事務室でチケットを受領）

**田川構内タクシー**

**44-2311**

病 院 (◎校医)			<注>電話連絡をして受診
診療科目	病 院 名	住所 (田川市)	電話番号 (0947)
外科 (夜間)	村上外科	魚町12-5	44-2828
総合病院	社会保険田川病院	上本町10-18	44-0460
	田川市立病院	糺1700-2	44-2100
内 科	◎金子医院	新町25-1	42-1587
眼 科	◎倉員眼科	番田町1-39	42-1045
耳鼻咽喉科	◎吉峯耳鼻科	新町24-24	44-0481
歯 科	◎石橋歯科	魚町10-4	42-7780
薬 剤 師	◎坂本 京	田川郡福智町弁城2239-10	23-0844
田川休日救急医療センター		伊田2735-11	45-7199
田川地区消防署		川宮1570	44-0650
田川保健福祉環境事務所		伊田町3292-2	42-9345
田川警察署		平松町3-36	42-0110

## 20. 広報体制（マスコミ対応での配慮事項）

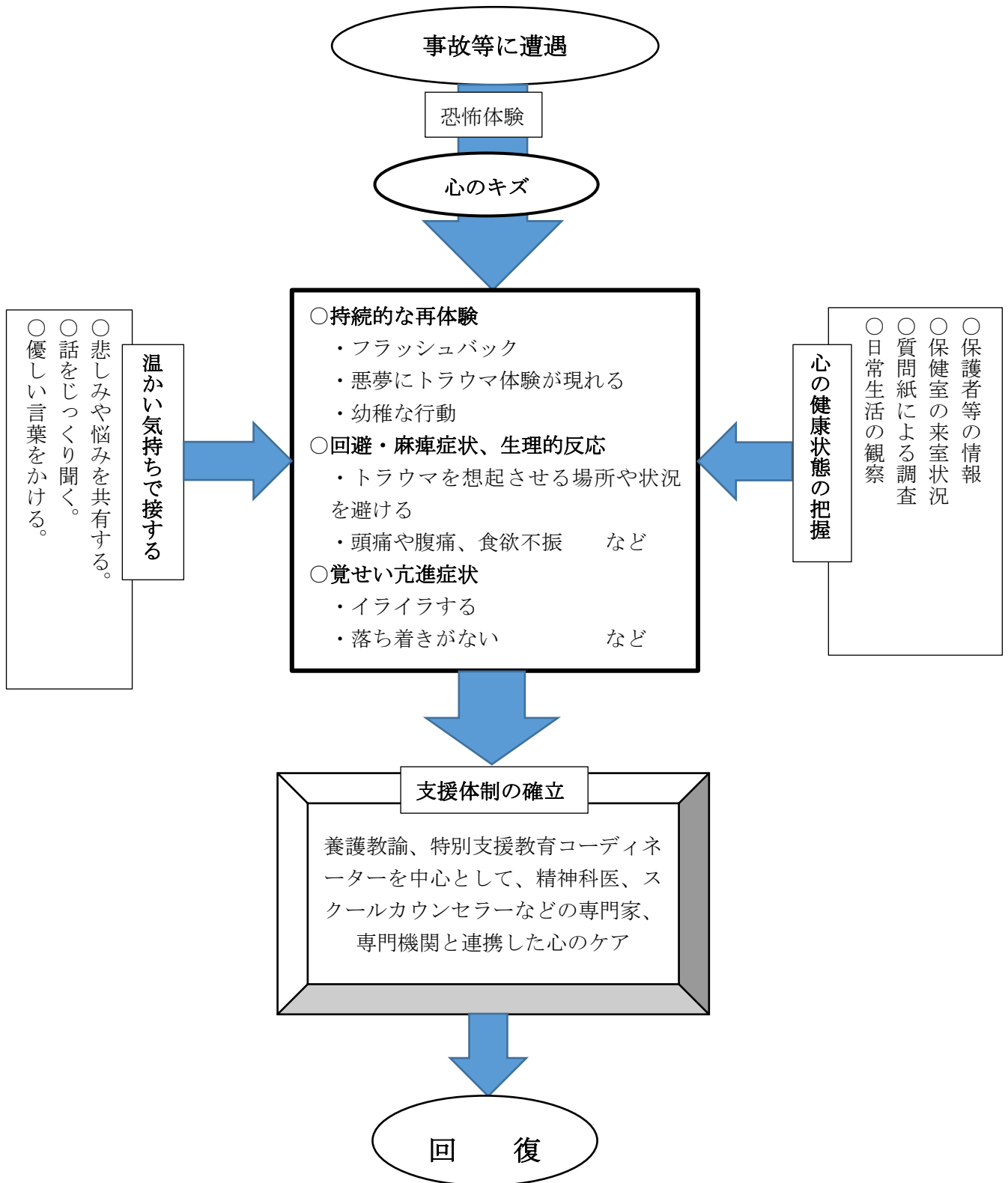
- (1) 窓口を一本化する。
- (2) 事実を正確に公開することを原則とする。
- (3) 関係者の基本的人権の尊重を配慮する。
- (4) 解決に向けてマスコミの活用を図る。
- (5) マスコミ取材の心得・態度を明確にする。
  - ① ウソは禁物
  - ② 言えないことは「言えない」という
  - ③ 知ったかぶりは禁物
  - ④ ミスリード的な相づちは慎む
  - ⑤ 逃げない、待たせない
  - ⑥ 締切時間への配慮
  - ⑦ オフレコの活用
  - ⑧ 資料は先手を打って配布する
  - ⑨ 素直な陳謝
  - ⑩ 解禁条件付の発表方式
- (6) 誤った報道は訂正を要求し、然るべき法的措置をとることも検討する。
- (7) やむなく情報を公開するのではなく、学校の主体的な判断のもとに対応する。

係	場 所	担当者	任務及び留意事項
本部	応接室	本 部 長：校長 広報責任者：副校長 本部役員：教頭 事務長 主事 該当教員 養護教諭	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総指揮及び指令</li> <li>2 記者取材及び保護者会用説明文書作成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実は正確に。隠さない。</li> <li>・ 箇条書き、5W1Hを具体的に</li> <li>・ 発表文書以外はノーコメントで対応できるように作成</li> <li>・ 取材後の内容まとめ</li> </ul> </li> <li>3 マスコミとの相互確認及び依頼事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育環境を破壊しない</li> <li>・ 取材場所、時間、立入、撮影可能場所</li> <li>・ マスコミ幹事社決定、可能であれば代表取材を。</li> <li>・ 取材時はテープ録音、メモをとる。質問者は社名と名前を言う。</li> <li>・ 保護者会は代表取材（カメラ1人、記者1人）</li> <li>・ 保護者会はマスコミ同席の可否を保護者に諮る</li> </ul> </li> </ol>
会場 受付	代表取材 応接室	庶務広報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場設営（机、椅子、録音準備）</li> <li>2 受付は名刺、名前、所属報道機関部署記入</li> </ol>
取材	共同取材 会議室 保護者会 視聴覚室	校長 副校長 教頭 庶務広報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取材対応は1人、文書を配付して読む（校長） 文書以上のことは原則としてノーコメント</li> <li>2 会見内容をメモ（教頭）</li> <li>3 録音する（庶務広報）</li> </ol>
渉外		事務 生徒指導部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 撮影場所以外及び立ち入り禁止場所の指示</li> <li>2 駐車場へ誘導</li> <li>3 来客、電話対応</li> </ol>



## 21. 心のケア

大きな事故等に遭遇し、深い悲しみや生死に関わる恐怖の体験等から、大きな精神的衝撃を受け、心が不安定になることがあります。このような体験をした人は、被害の事実を受け止めることができず、悲観したり、怒ったりと混乱状態に陥ってしまい、心に大きなきずを残す可能性があり、心のケアが十分に行われていないとPTSD（心的外傷後ストレス障害）を生ずる場合があります。



**2.2. 緊急事態発生時負傷者一覧表**

NO	発見日時	氏名・連絡先	学年・組	年 組
	( ) 月	(生徒氏名)	症状	
	( ) 日	(保護者名)	応急手当	
	( ) 時		搬出時刻	
	( ) 分		搬送先病院等	
	(TEL)		付き添い者	
			備考	
NO	発見日時	氏名・連絡先	学年・組	年 組
	( ) 月	(生徒氏名)	症状	
	( ) 日	(保護者名)	応急手当	
	( ) 時		搬出時刻	
	( ) 分		搬送先病院等	
	(TEL)		付き添い者	
			備考	
NO	発見日時	氏名・連絡先	学年・組	年 組
	( ) 月	(生徒氏名)	症状	
	( ) 日	(保護者名)	応急手当	
	( ) 時		搬出時刻	
	( ) 分		搬送先病院等	
	(TEL)		付き添い者	
			備考	